

令和 5 年度

「小学校のあり方について  
意見を聞く会」

報 告 書

・令和 6 年 3 月 6 日

— 湯川村教育委員会 —



・令和5年度 小学校のあり方について意見を聞く会 委員名簿

No	機関区分	役職等	氏 名	行政区	備 考
1	笈川小学校 P T A	会長	櫻井 亘	美田園	
2	笈川小学校 P T A	副会長	田村 悠子	桜づつみ	
3	勝常小学校 P T A	会長	川島 茂宏	堂畑	
4	勝常小学校 P T A	副会長	坂本 恵美	三島	
5	湯川中学校 P T A	会長	小野 孝治	北田	
6	湯川中学校 P T A	副会長	高倉 美保	上田谷地	
7	湯川村保育所保護者	会長	篠田 尚吾	浜崎	
8	ゆがわ幼稚園保護者	会長	白岩 仁志	北田	
9	笈川小学校学校評議員	評議員	菊地 正孝	八日町	副委員長
10	勝常小学校学校評議員	評議員	高橋 新	勝常	
11	湯川中学校学校評議員	評議員	五十嵐 喜浩	上樽川	委員長
12	ゆがわ幼稚園運営評価委員	委員	鈴木 美紀子	水谷地	
13	区長会	会長	常法寺 康文	下樽川	

[任期：令和6年3月31日]

## ①教育制度について

- 先生方の負担軽減につなげるためには何が必要か教えてほしい。先生方が少しでも心身共にゆとりを持てることは、結果子どもたちへの教育に良い影響を与えると思う。
- 不登校対策(本人や保護者のケア)についてより積極的に実施してほしい。
- 笈川小、勝常小を対面、ネット環境など2校共同学習の機会は作れないか。
- コミュニティ・スクールについて現在準備をすすめている段階であるが、保護者だけでなく地域の皆さんにもしっかりと広報、周知して頂きたい。
- 令和6年度から実施されるコミュニティ・スクールを活用して、保護者、地域の力を学校で活用してほしいと思います。
- 明確な理由がわからないまま、不登校となる児童生徒が増加していると感じています。学校側でもきちんと対応はしていますが、医師、カウンセラーなど専門的な機関と連携を図り、解消に向けた体制をつくってほしい。
- コミュニティ・スクール、地域学校協働活動については、児童生徒、先生の負担が増えないよう取り組んでほしい。
- 登校しづらの段階での対応が大事である。不登校になってからでは遅いので、学校教育アドバイザー、カウンセラー等を活用し、早期対応を図ってほしい。
- 不登校について、中学校が多いようだが別々の小学校から一つの中学生になったときに友達関係等がギクシャクし、学校生活に無理が生じる中1ギャップがあるようです。何回か小5、6年生で共同授業を実施すること（交流会の実施）が良いのではないか？
- 先生がとても忙しくしていて仕事の負担が多く、子供に対応する余裕がなく、子どもの声を聴く心が無くなっているように見えるので、何か対策が必要ではないかと思う。
- 幼稚園から小学校へ入った時のギャップがある。小学校の先生の口調がきつく、強く感じて、子も親も不安になり、先生への不信感がでてしまうことがあるよう。
- 親（母親）が仕事と育児でいっぱい。宿題への対応も大変に感じている。
- コロナ禍で、「家庭訪問」も玄関先だけでの「家庭確認」になっている。先生と話せる時間が少ない。
- 小学校での宿泊学習、マラソン、鼓笛など行事ごとの他に、学習の面で（合同授業など）両校の交流が増えたら良いと思う。中学生になってからの部活動での先輩後輩の関係でも良い経験になる。
- 複式学級について、前回委員長から現場の実態を伺った結果、子どもの学習が円滑に進むとは考えづらく、好ましくないと感じている。
- 複式だと解らないところを質問できない。
- 今のままで良いと思う。
- 幼、小、中、一貫教育をしていくのであれば検討しても良いが、また、中高一貫であれば受験対策につながると思うが、現状が良いと思う。

- 学校だけでなく多くの村民が教育制度を理解することは大切であろう。そのためにも情報を発信していく必要がある。双方向性を考えていく。その都度じっくり話し合う機会を設け、その時代に合った対応を考えていく必要がある。(村民全体の問題)
- 将来は子どもの数が減ることになるので、幼稚園、中学校の近くに小学校を統合して新設し、小中一貫教育体制にする。あわせて児童クラブ施設もつくる。
- 共働き家庭が多い中、児童クラブは重要な移動における危険性を排除してほしい。
- 学校はエレベーター・多目的トイレなど設置し、又、災害時に避難拠点となりうる機能を持った小学校にする。
- 特別支援を必要とする子どもも増えているので、不登校の子どもを含めて、補助の先生や、カウンセリングの先生などおられれば、担任の先生の負担も軽減できる。
- 先生方の負担減にはどうすれば良いか、先生、教育委員会、関係方々と話し合いをして、余裕をもって子どもたちに接することができる環境づくりをしてゆけたら良いと思う。(地域の皆様の協力が必要)

## ②児童クラブについて

- 本来の児童クラブの目的(児童の遊び、生活の場の提供と健全な育成)でみると、一律に年齢で利用制限など区切るのではなく児童それぞれの特性で判断するべき。
- 児童クラブの他の受け皿(たとえば村営塾など)を作り、利用者の集中を軽減させる。
- 村内に子供の遊び場がない。
- ボランティアなどの活用も行い児童クラブ職員一人にかかる負担軽減につなげる。
- 湯川村の児童クラブは近隣市町村と比較しても、良く実施されている。ただ、年々、児童クラブの利用者が増加しており、児童クラブ活動のスペースが狭くなっているため、児童クラブの開催場所、基準等の検討をお願いしたい。
- 児童クラブでの子どもの中には、学校でストレスを受け、児童クラブで子ども間のストレスを受け、家に帰ってから親（母親）が忙しいために関わってもらえないストレスを受ける場合があるよう。子どもの心のケアが重要と思う。
- 児童クラブ以外の受け皿があれば良い。
- 児童クラブの充実は、子育て支援のため必要。
- 小学校の近くにあることが望ましいが、現状ではユースピア利用は仕方がない。
- 両親、祖父母の就労状況など登録には一定の条件は必要だと思う。
- 利用者増加に伴い、施設の狭さが問題になっているとの事でしたが、可能であれば体育館の使用等も検討してみてはどうでしょうか？
- 長期休み等、1日預かるような場面で特に先生の確保が難しいと話がありました。老人クラブや社会教育団体、地域学校協働本部等にて、子どもの接し方など基本的な部分を学習した上で、補助的な役割かつ団体の事業を活動に組み込むなどの役割を担うこともひとつかと思いました。
- 学校から児童クラブまでの移動を現在徒歩で行っており、学校内への児童クラブ設置や、無理であればバス等での移動について様々話があると聞いています。学校敷地内に児童クラブが設置できないことは、場所だったり人員確保だったり等の理由を聞く限り納得できると感じている。
- 移動が危険という声もありましたが、学校付近の区については登校距離と比較して長いですが、その他についてはさほど変わらず、学校付近の横断歩道や下樽川の拡幅が狭い（歩道が無い）部分等スポットで対応できれば充分ではないかなと個人的には感じる。
- 当初は、対象児童については、「保護者が就労により昼間家庭にいない子供や、疾病、介護等により昼間家庭での養育が出来ない子供にあって、小学校に就学している子供とする。」との定義からスタートしたはずだったと思うが、今は、放課後児童クラブに行くのが当たり前となってきている。
- アンケートを見ると、利用者は概ね満足しているとの回答があるが。
- 一か所に集めるのではなく、各学校の空き教室を利用するとなっていたはずなのに、ユー

スピアを利用している。ユースピアの利用についても、目的外使用ではないか？子供たちに占拠されている現状である。

○学校の近所にあれば良いと思う。

○各学校からユースピアへの移動にも、負担がかかっているのではないか。

○入会する児童の増加に対する対応の仕方については、今後検討すべきであると考える。

施設の拡充については、今後も多方面から考えていくことが必要であろう。

○放課後を有効に使うため、勉強したい子どもには塾のように教えてくれるO B先生を配置する。（ひいきになってしまって利用料をとる）又、運動したり、英会話をやったり、将棋をやったりなどの選択のできるクラブ活動があれば、学力向上、体力向上につながると思う。

### ③小学校統合について

○統合をするにも準備等、年単位での時間要する。また小学校は現在通っている児童、保護者以外にも地域全体のものであるため村民に向けた統合に向けた情報提供など検討材料が必要。

- ・両校存続、または統合による子供たちが学ぶ環境としてのメリット、デメリット
- ・両校ともに建物は古くなっていくが、この先も各校改修で対応する際の全体のコストと、新たに統合して建てた時のコストを比較する。

その上で統合するなら今後人口減少(子どもの数も緩やかに減少)の中で、10年、20年先を見据えた規模、複合的な機能を有した学校作りをお願いしたい。

○2校改修は財政的に無理なので、統合する方向しかないので?複合的な機能を有した学校づくりが良い。

○現在、少人数の学級であるため、細やかな指導を実施して頂いていると感じている。

また、近年、小学校を見ると支援を必要とする児童が増えているように感じ、今後も細やかな指導がいると感じる。

○小学校を統合することで1クラスあたりの人数が増え、今まで受けていた指導が受けられなくなるのではと不安に思う。

○児童、保護者からアンケートを取るとともに、地域への影響も大きいので、幅広く関係者から意見を聞いた上で検討をお願いしたい

○統合は賛成。幼稚園児年長組に統合を聞くと「一緒にいい」と答える。小学1年生の3学期になると「別々でいい」と答える。高学年になると敵対するようなプライドができる。このようなことなく、幼稚園から一緒に成長するのが理想と思う。

○幼稚園で仲の良かったこと友達と別れてしまい、入学して1ヶ月くらい不登校になる児童がいる。2校に分かれることで小1ギャップが生じている。

○統合して少人数学級から変わった場合、今までのような細やかな指導がいき届くのかが心配。

○幼稚園から中学校まで、ずっと一緒に教育上良くないと思っている。学年で子どもの順番が決まってしまうことがある。一度分かれるのは変化があり面白いと感じている。

○小学校統合、賛成です。複式学級がでてくる前に統合できるように検討していくべき。

○息子が今年から小学校へ入学しますが、保育所から6年間、1番仲良くしてきた子と離れてしまう事を悲しんでおり、親としても友達と離れてしまうのは残念な気持ちでいます。様々な問題がある事は会を通して理解しましたが、子供達の事を考えると早急に統合を進めて欲しいという思いがあります。

○小学校統合へ向けた検討について進めていくべきだと考えます。

主な理由は下記のとおりです。

- ・複式学級になることは好ましくない。

- ・両小学校とも建物・プール等が古くなってきており、大規模改修でそれぞれ寿命を延ばすよりは1つにした方が将来的な維持管理の面から好ましいのでは。
- ・保育所、幼稚園、中学校は1つで小学校だけ2つなのは違和感。
- ・せっかく仲良くなった友達と別れなくてはいけないのかわいそう。両小学校とも特に頻繁な交流もないため中学校までほぼ会わない。
- ・他の教育施設は役場付近にあり、小学校だけない。地域学校協働本部や児童クラブの利用を考えると役場付近（中学校北？）等が好ましいと思う。

○現状では人口減少については、緩やかに減っていく状況ではあるが、それぞれの学校の特色を活かした学校運営で、今すぐの統合は必要ではないと思う。

○統合すれば、今の状況より先生の数も減っていき、丁寧な学習指導がされると思うが、目の届かないところが出てきたり等、危惧されます。

○村当局としても、人口を増やしていける子育て支援等を特化して実施し、住みよい、育てやすい魅力ある環境があれば、人は集まってくると思う。

○子育て支援にお金を惜しまず、子育ての村としてアピールし、人口増となれば統合は必要ないのでは？

○統合問題についての検討は、別組織で引き続き進めてもらいたい。現状について確認し合い、今後の課題を明確にしていくことが考えられるだろう。

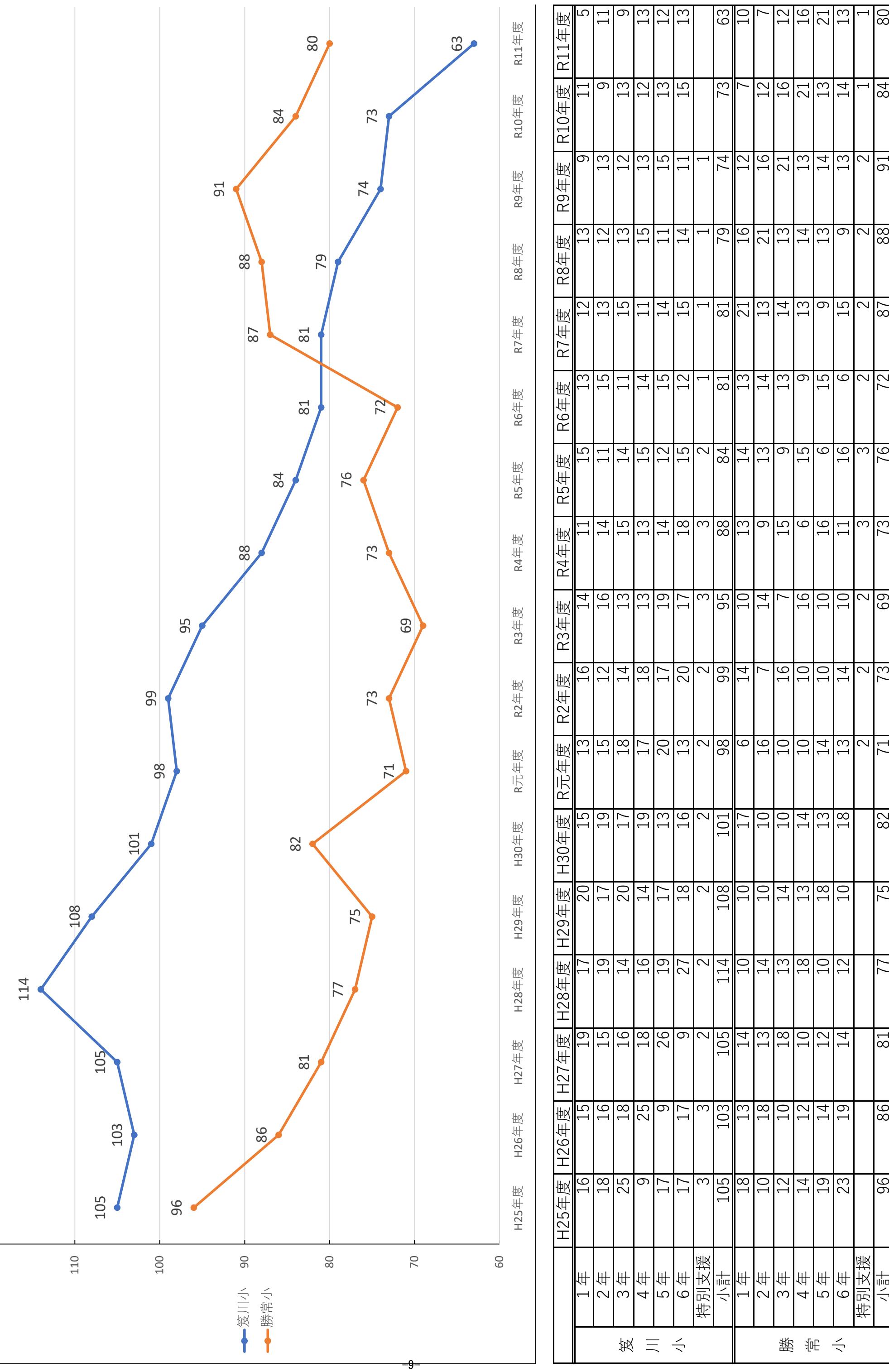
○小学校の統合に向けて、視察や検討会、村民意向調査、説明などを活性化させてことが良い。毎年意見を聞いただけで、進展がみられない。

## ④その他

- 商工会員に協力いただいている「避難の家」について、再開してほしい。
- 保護者の奉仕作業での環境整備では十分に行えないこともあり、草刈りはじめ学校の環境整備に地域の皆さんのご協力も頂きたい。保護者が草刈機を持っていない、また、使えないでの、地域からボランティアの活用を図れないか？
- 地域の力で、中学2年生の職場体験の職場、職種を増やして欲しい。（コロナの影響もあり、今年度は村内だけだった。）
- 学校と地区（特に子供不在地区）との関わりがスムーズになるようなシステムが必要だと思う。たとえば、資源回収に課題がある。PTA以外の区長会等、村内の団体の協力を得れないでしょうか？
- 幼稚園、児童クラブのおやつは手づくりの健康的なものを用意したら良いと思う（小さなおにぎり等）。幼児が各自持参しているようだが、みんな一緒に一緒のおやつが大事では？健康な体は食からなので、食育も大切です。

## 児童生徒数・学級数の推移（令和5年10月現在）

参考資料



# 令和6年度 学級編制の基準

令和5年7月10日  
福島県教育委員会

## 1 学級編制基準策定の方針

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、本県公立小・中・義務教育・特別支援学校の学級編制基準を設定する。  
子どもや地域・学校の状況を踏まえ、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できるよう、市町村の判断で主体的かつ弾力的な学級編制を行う。

## 2 学級編制の基準日

令和6年4月5日（金）とする。

基準日の翌日以降、児童生徒数が増減しても、学級の編制替えはしないものとする。

## 3 学級編制の基準

年度 編制		令和6年度	
		小学校・義務教育学校(前期課程)	中学校・義務教育学校(後期課程)
単式学級		1・2年 3～6年	30人 30人程度
複式学級	1年を含む場合	～8人	～8人
	その他の場合	～16人	
飛び複式	1年を含む場合 いずれの学年も	4人以下	いずれの学年も4人以下
	その他の場合 いずれの学年も	8人以下	
特別 支援 学級	基準	8人	8人
	新設	4人	4人
	継続	2人	2人
特別 支援 学校	普	6人	6人
	重	3人	3人

## 4 附則

- (1) この基準は、県議会における予算の成立をもって効力を発する。
- (2) 小学校（義務教育学校）3～6年、中学校2・3年（義務教育学校8・9年）における「30人程度」による学級編制は、30～40人の範囲とする（ただし、小学校3・4・5年に関しては、35人を超えないこと）。なお、小学校5年は教科担任制推進のため少人数指導とする。小学校（義務教育学校）1・2年、中学校1年（義務教育学校7年）は「30人学級」であるが、学年の特性、発達段階を踏まえ、30人を超える学級でも少人数指導を選択することも可能とする（ただし、小学校1・2年に関しては、35人を超えないこと）。

## 令和5年度 小学校のあり方について意見を聞く会 第1回委員会 会議録

○開催日時 令和5年7月7日（金） 19：00～20：10

○開催場所 湯川村役場 1階 会議室

○出席者 委員10名（別紙13名中）、佐原教育長、坂内教育次長兼学校教育課長 計12名

<開会 19:00>

※委嘱状交付

会議に先立ち、佐原教育長より委員を代表して常法寺さんへ委嘱状の交付を行った。

### 1 開会

坂内教育次長兼学校教育課長（以下「事務局」。）が司会を務め、令和5年度「小学校のあり方について意見を聞く会」第1回委員会を開会した。

### 2 教育長挨拶

佐原教育長が本会議の趣旨及び昨年より本委員会を立ち上げた経緯も含め挨拶した。  
(統合の是非が非かではなく、教育委員会から本村小学校の現状、教育制度を説明させていただき、委員の皆様から広く意見をお聞きさせていただきたい。)

### 3 会設置の趣旨説明

事務局より、資料中の設置要綱について改めて具体的なこの会の目的について改めて説明した。  
(この会議については意見や要望を集約するもので小学校のあり方等の決定を行うものではない。)

### 4 委員長・副委員長の選出

設置要綱第3条第3項の規定に基づき、委員長及び副委員長の選出を行った。  
事務局案として、昨年から引き続き五十嵐委員長、菊地副委員長を選出する案を提示し、全員の了承を得て決定した。  
委員長：五十嵐喜浩さん 副委員長：菊地正孝さん

### 5 協議

五十嵐委員長を座長に協議に入った。

（はじめに、五十嵐委員長が就任の挨拶を行った）

#### （1）令和4年度報告書について

事務局より、令和4年度にとりまとめられた報告書について、概要を説明した。

委員長より、報告書を確認いただき、意見等について次回の会議で出していただきたい旨説明した。

#### （2）令和5年度計画（案）について

事務局より、案として本年度予定している3回の委員会開催日時、及び会の

進め方についての提案があり、全員一致で了承された。

- ・第2回委員会 10月26日（木）19:00～
- ・第3回委員会 1月下旬
- ・委員各位から意見や要望を聞き取り、事務局はその資料などを提供・説明し委員相互の意見交換を行う。
- ・2月末には報告書にまとめ、関係機関には配布する。

○計画の了承後、事務局より準備した資料を説明した。

（会津管内市町村別学校状況、村内児童数、コミュニティスクール、地域学校協働活動、小規模校のメリット・デメリット、児童数の推移等）

委員長より、コミュニティスクール、地域学校協働活動について補足説明した。

○資料説明後、委員一人一人から自己紹介とあわせて、ご意見、要望等をいただいた。

【委員から出された今回の意見・要望等については別紙のとおり】

## （2）その他

- ・教育長より、今年度の報告書を来年度の村政座談会時において報告できればと考えている旨説明した。
- ・事務局より、委員への謝礼支払に係る振込口座の指定を依頼した。

【委員から出された今回の意見・要望等については別紙のとおり】

## 6 閉会

事務局が第1回委員会を閉会した。

<閉会 20:10>

別紙

## 令和5年度 小学校のあり方について意見を聞く会 第1回委員会における『主な意見等』

- ・児童クラブについて、実際に利用されている児童、保護者の意見、要望等の声を聴きたい。
- ・コミュニティスクールは、子どものいない地区はどう関係するのか？地域課題として、学校で行っている資源回収について、児童のいない地区へのチラシ配布等に苦労している。コミュニティ・スクールで、地区と連携して課題解決を図りたい。
- ・子どもがいない地区が増えていく課題を感じている。
- ・統合しても、30人以下なので学校規模では小規模校が変わらないが、先生の人数は半分になる。年々、支援が必要な児童が増えているので、先生の人数が減ることは心配している。
- ・施設が老朽化している。どのように維持管理していくのか問題と思う。
- ・ICT教育は重要と感じており、有効にタブレットの活用等を図ってほしい。
- ・この会の委員皆様と意見を出し合い、湯川村の子ども達のすばらしい教育環境を創っていきたい。
- ・小学校は耐震補強工事が完了されているが、今後何年持つか？
- ・子どもの祖父として、子供達にとって、何が望ましいのかの視点で委員皆様と意見交換し、湯川村のよりよい教育環境を創っていきたい。

## 令和5年度 小学校のあり方について意見を聞く会 第2回委員会 会議録

○開催日時 令和5年10月26日（火） 18：30～20：15

○開催場所 湯川村役場 1階 会議室

○出席者 委員10名（別紙13名中）、佐原教育長、坂内教育次長兼学校教育課長 計12名

<開会 18:30>

### 1 開会

坂内教育次長兼学校教育課長（以下「事務局」。）が司会を務め、令和5年度「小学校のあり方について意見を聞く会」第2回委員会を開会した。

### 2 委員長挨拶

五十嵐喜浩委員長が挨拶を述べた。

### 3 協議

- ・五十嵐委員長が座長を努め協議に入った。
- ・事務局が次第及び資料により説明した。
- ・第3回委員会について、令和6年1月25日（木）19：00から開催予定とする旨説明した。【了承】
- ・次第に添付してある前回（第1回目）の会議録について加除訂正の有無を確認した。  
【無し】
- ・前回の会議において委員より要望、質問のあった事項に係る資料（「児童クラブについての保護者アンケート」、「建物の耐震補強後の使用期間」、）について説明した。

○本年度の協議について、昨年同様次の3つのテーマを設定してよいか確認した。

「①教育制度、②児童クラブ、③小学校統合」【了承】

○3つのテーマ毎に関係する資料により、事務局が説明した。

#### ①教育制度、③小学校統合

「湯川村の人口ビジョン（「湯川村の人口の推移」）」、「福島県の令和6年度学級編制の基準」、「小中一貫教育の概要」、「児童生徒数・学級数の推移」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

#### ②児童クラブ

「湯川村放課後児童クラブ登録児童数」、「児童クラブ平均利用者数」

○委員から質問や意見をお聞きし、意見交換を行った。

【委員から出された今回の意見・要望等については別紙のとおり】

○今後の作業日程について確認をした。

- ・第3回の会議において意見を集約するため、事前に意見を紙あるいはメールで提出し

ていただく。そのため、12月下旬頃に委員宛に記入用紙を配布し、これまで配布した資料を参考に、委員からの様々な要望や意見について、1月中旬を目途に提出していただき、第3回目の委員会でその内容を確認し、意見交換を行う。

- ・その後、精査・集約して教育委員会や村長、議会へ報告する。

## 5 その他

- ・佐原教育長より、本日の御札を述べた。

## 6 閉会

事務局が第2回委員会を閉会した。

<閉会 20:15>

## 別紙

### 令和5年度小学校のあり方について意見を聞く会 第2回委員会における『主な意見交換等の内容』

- ・令和12年度に笈川小で2・3年生が複式学級となる恐れがある。良い点と悪い点があるが、複式学級となることはできれば好ましくない。
- ・複式学級解消のため講師を配置する場合は、その経費は村の負担となる。
- ・複式学級が発生しないよう人口増加につながる施策を実施してほしい。
- ・湯川中ではなく学鳳中へ進学する児童がいるが、地元の湯川中へ進学したくなるように魅力ある中学校とする取組みを行ってほしい。
- ・湯川中のPRとして、卒業生で国立大学へ進学した生徒を村内に周知してほしい。
- ・児童数減を見据えての統合小学校のビジョンを検討していくべきでは？
- ・児童クラブは、空き教室を使用できれば良いが、湯川村の小学校には空き教室がない。
- ・現在の両小学校と同規模で新築したとすると、概算となるが校舎8億円、体育館3億円、プール2億円、校庭等の造成や用地買収を含めると20億円ほどの事業費になると見込まれる。小学校新設に係る国からの1/2の事業費助成や交付金等による助成があるが、村の持ち出しあは億単位となると見込まれる。
- ・統合小学校ではスクールバスでの登下校の検討も必要となる。
- ・児童クラブの保護者の満足度調査結果が良いことを確認できた。
- ・児童クラブの運営場所は小学校の近くが本来では？
- ・児童を家庭で祖父母が見るなど、児童クラブを利用せず家庭へ帰す施策を検討することも必要では？

(その他)

問、プール修繕をおこなった場合、何年使用可能になりますか？

答、シートを張る工法で修繕を行います。シートの耐用年数は10年となります。

問、プールの更衣室は使用していますか？

答、コロナ対策で、密着しないようにするための対応で使用していません。

## 令和5年度 小学校のあり方について意見を聞く会 第3回委員会 会議録

- 開催日時 令和6年1月25日（木） 19:00～20:40
- 開催場所 湯川村役場 1階 会議室
- 出席者 委員10名（別紙13名中）、佐原教育長、坂内教育次長兼学校教育課長  
計12名

<開会 19:00>

### 1 開会

坂内教育次長兼学校教育課長（以下「事務局」。）が司会を務め、令和5年度「小学校のあり方について意見を聞く会」第3回委員会を開会した。

### 2 委員長挨拶

五十嵐委員長が「今回が本会の最終回であること」を含め挨拶した。

### 3 協議

五十嵐委員長を座長に協議に入った。

- ・事務局より報告

直近の令和5年度の村内での出生数見込みについて説明した。

※笈川地区8名、勝常地区13名

- ・意見や要望の集約

事前に委員から書面にて提出していただいた意見や要望事項を事務局で整理した資料をもとに、次の4つのテーマごとに、委員一人一人から追加も含めて説明いただき、意見交換を行うとともに各テーマの集約を行った。

①教育制度、②児童クラブ、③小学校統合、④その他

【委員から出された今回の意見・要望等の内容については、本報告書に集約した。】

### 4 その他

○今後の進め方について、事務局より説明。

・令和6年度は、2年間この会で委員の皆様から広くいただいた意見の集約を踏まえ、新たに「小学校のあるべき姿検討委員会」を組織し、小学校統合に向けた議論を進めていく予定。

委員の選考については、公募枠を含めて学校教育関係者の方に依頼させていただく予定。

・今年度の委員皆様の意見について、事務局で整理し2月下旬に各委員へ報告書（案）を配付し、確認いただいた後、教育委員会・村当局・議会へ配布を予定している。

また、今後の事務執行の参考にさせていただく。

○教育長より委員の皆様へ本会の趣旨に賛同していただき、計3回の会議により貴重なご意見をいただいたことについてお礼を述べた。今後、小学校統合の検討については、村長の公約の一つであり、様々な意見をいただきながら進めていく旨を述べた。

### 5 閉会

事務局が、今年度の本会の活動の終了を告げ閉会した。

<閉会 20:40>

## 小学校のあり方について意見を聞く会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、湯川村立小学校のあるべき姿について、広く関係者から意見を聞き、協議・検討し今後の方向性を定めるため、小学校の在り方について意見を聞く会（以下「意見を聞く会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 意見を聞く会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 将来の小学校の姿に関すること。
- (2) 今後の進め方に関すること。
- (3) その他、意見を聞く会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 意見を聞く会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 箕川小学校PTA（2名）
- (2) 勝常小学校PTA（2名）
- (3) 湯川中学校PTA（2名）
- (4) 湯川村保育所保護者
- (5) ゆがわ幼稚園保護者
- (6) 箕川小学校学校評議員
- (7) 勝常小学校学校評議員
- (8) 湯川中学校学校評議員
- (9) ゆがわ幼稚園運営評価委員
- (10) 区長会
- (11) その他、委員会が必要と認めた者

3 意見を聞く会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、意見を聞く会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度末日までとする。

### (会議)

第5条 意見を聞く会の会議は、委員長が招集し、会議の座長を務める。

### (謝礼)

第6条 意見を聞く会の委員が会議に出席した場合は、1回あたり1,000円の謝礼を支給する。

### (庶務)

第7条 意見を聞く会の事務は、教育委員会学校教育課内において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見を聞く会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

